

学校法人廣池学園一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法第12条に基づき、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1 子を養育する職員が働きやすい職場環境づくりを促進する。

<対策>

- ①看護休暇の取得条件や日数等を改め、一層使いやすくなるよう制度を改定する。
- ②男性職員の育児休業取得率を20%まで引き上げるための施策を実施する。
- ③在宅勤務（テレワーク）制度の導入を図る。

目標2 所定労働時間を段階的に1900時間に削減するための取り組みを実施するとともに、月35時間以上の残業を抑制するための施策を実施する。

<対策>

- ①会議・会議資料の削減および決定プロセスの見直しを図る。
- ②業務の相互支援体制を構築するとともに、新規業務については遂行方法について十分検討し、既存業務と併せた業務量が増大しないよう努める。
- ③職場単位で週一日以上の「ノー残業デー」を実施する。
- ④特定時刻以降は、原則として全館消灯体制とする等、時間外労働を抑制するための取り組みを実施する。

目標3 一人当たりの年次有給休暇取得率を80%まで引き上げるための取り組みを推進する。

<対策>

- ①計画的な年次休暇の取得や長期休暇を取得しやすい職場環境づくりに努める。
- ②勤続年数に応じて5~10日間程度の連続した有給休暇の取得を促す制度を創設する。